

訴訟の提起について（旭区役所関係）

次のとおり損害賠償等請求訴訟を提起する。

当事者及び 事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 中位照彦 2 大阪地方裁判所 損害賠償等請求事件	被告は、本市職員として旭区役所に在籍していた期間のうち平成15年5月から平成17年5月までの間、国民健康保険法に基づく出産育児一時金の支給申請書及びその添付書類である医師の死産証書等を偽造し、第三者を通じて同区役所に提出する等して、死産を装った虚偽の申請を行い、出産育児一時金を詐取したため、本市は、被告に対し、同出産育児一時金相当額について被告が本市に対して有する債権との相殺を行った後の差額である金11,330,487円の損害賠償等及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

損害賠償等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。